

## 地方自治法の一部を改正する法律（地方開発事業団関係を除く。）の施行について（抄）

（昭和38年9月10日 自治乙行発第3号）  
（各都道府県知事宛 自治事務次官）

地方自治法の一部を改正する法律並びに関係政令及び省令が、それぞれ次のとおり公布された。

地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）昭和38年6月8日（昭和38年法律第99号）。

地方自治法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）昭和38年8月15日（昭和38年政令第306号）。

地方自治法施行規則の一部を改正する自治省令（以下「改正省令」という。）昭和38年9月4日（昭和38年自治省省令第26号）。

これらの関係法令中の財務以外の改正規定は、6月8日からすでに施行されており、財務に関する改正規定のうち、予算関係の改正規定は、昭和39年1月1日から施行し、昭和39年度の予算及び決算から適用し、予算関係の改正規定以外の財務に関する改正規定は、昭和39年4月1日から施行される。

今回の改正は、さきになされた地方財務会計制度調査会の答申の趣旨に従って、地方財務の全般について改正を行なったもので、その趣旨とするところは、財務に関する地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることにより、地方公共団体における行政の能率と公正を確保することを基本的なねらいとしたものである。すなわち、現在の地方公共団体の財務制度は、明治以来の制度をそのまま踏襲しているものが少なくなく、今日の実情にそわないので、これを根本的に検討、改善することにより地方公共団体の内部管理事務の処理体制とその処理方法を近代化し、あわせて新しい時代の住民生活の要請にこたえ、地方自治の適正かつ能率的な運営を確保することを目的とするものである。

ついては、次に掲げる事項に御留意のうえ、その施行に遺憾なきを期せられたい。

なお、管下市町村に対しても、改正の趣旨が充分徹底するようよろしく御指導方お願いする。

### 第一 総則に関する事項（略）

### 第二 普通地方公共団体に関する事項

#### 1 通則に関する事項（略）

#### 2 議会に関する事項

財務制度の全面的改正に伴い、議会の議決事項について合理化を図ったものであること（法96①2号、3号、4号から11号まで。地方自治法施行令（以下「令」という。）121の2）。

ア この改正は、議会と執行機関との間における財務に関する権利を合理的に分配し、両者の責任体制をととのえる趣旨のものであること。

イ 違法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の払戻しに関する議会の権限は、これらの収入金を払い戻すことは、地方公共団体としての当然の義務であり、またその手続等についても、他に法令の詳細な規定がある

ところから、今回削除するものとしたこと。

ウ 条例で定める重要な契約を結ぶ議会の権限は、いかなる契約が重要であるか、地方公共団体の判断に委ねられていたが、アの趣旨に照らし、その種類及び金額について政令で基準を定めることとしたこと。政令で定める基準は、改正令の別表第一のとおりであるが、同表に掲げる契約の種類を増加し、又は同表に掲げる金額を下回る条例を定めることはできない趣旨の基準であることに特に留意すること（令121の2①）。

エ 財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けることは、出資の目的とする場合をあらたに加えたほか、従来から議会の権限とされていたものであるが（地方財政法8①）、これを議会の議決事項の中に明示するものとし、条例で定めをしないかぎり、個々の事案ごとに議会の議決を経るものとしたこと。

オ エを除くほか、条例で定める重要な財産の取得又は処分をする議会の権限は、いかなる財産を重要とするか、地方公共団体の判断に委ねられていたが、契約の場合と同様、その種類及び金額について政令で基準を定めることとしたこと、政令で定める基準は、改正令の別表第二のとおりであるが、同表の基準の趣旨については、ウの契約の場合と同じであること（令121の2②）。

カ 権利の放棄についての議会の権限は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合たとえば地方税の減免（地方税法61等）、債権の免除（令171の7）、職員の賠償責任の免除（法243の2④）等又は条例に特別の定めがある場合には及ばないものであること（法96①9号）。

キ 条例で定める重要な営造物の設置又は処分についての議会の権限は、条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることと改めるものとしたが、いかなるものを重要な公の施設といい、どの程度が長期で、かつ独占的な利用となるかは、地方公共団体の判断によって定めるものであること。なお、今回の改正の機会に従来の営造物については検討し直す必要があること。

ク 地方公共団体が当事者である訴訟についての議会の権限は、訴えの提起のみとし、応訴は除くものとしたこと。

ケ 以上のほか、財務制度の改正に伴い単行議決を条例形式にする等の整理を行なったものであること。

### 3 執行機関に関する事項

(1)～(4) (略)

(5) 財務制度の改革と相まって、監査委員の設置、定数、構成、職務権限等について全面的に改善し、監査職能の充実強化をはかるものとしたこと（法195から197まで、199）。

ア 監査委員をすべての地方公共団体について必置制とするものとし（法195①）、その定数については、都道府県及び政令で定める市すなわち人口25万以上の市（令140の2）は4人と法定し、その他の市については3人又は2人、町村は2人又は1人をそれぞれ

れ条例で定めるものとしたものであること（法195②）。これによって、地方公共団体の規模に応じて定数に差異を設け、また選択のはばを認めて地方公共団体の実情に即するものとしたものであるが、町村にあっても、なるべく2人の定数とするよう配慮されたいこと。

イ 知識経験を有する者は、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者でなければならないものとし、その資格要件を定め専門監査の趣旨をあらわしたものであること。議員のうちから選任する監査委員には、別段の資格要件の定めはないが、その数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとし、従来同数主義を改めたものであること。（法196①）。

なお、知識経験を有する者の中から選任された監査委員は、法第202条の条例で、常勤とすることができるものであること（法196③）。

ウ ア及びイの改正に伴い、改正法施行の際現に在職する監査委員は、定数の減少及び構成に変動があっても、その監査委員の任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする経過措置がとられていることに留意すること（改正法附則3）。

エ 監査委員の職務権限は、地方公共団体の出納その他の事務の執行すなわち狭義の会計監査を主体に考えられていたのを、地方公共団体の財務に関する事務の執行とその範囲をひろげ、財務の管理事務等も含むものとしたこと。ただし、いわゆる行政監査は、従来どおり含むものでないことに留意すること（法199①）。また、いわゆる要求監査については、機関委任事務についても、監査できる建前を明らかにし、これに関連して、要求できる者を「自治大臣」から「主務大臣」に改めたものであること（法199⑤）。

#### 4 財務に関する事項

##### (1) 会計年度及び会計の区分

ア 会計年度を明定し、及びその独立の原則を法定したものであること（法208）。なお、会計年度独立の原則に基づき歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にすることとしたので今後の運用に特に留意されたいこと（法243の5、令142、143）。

イ 会計の区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計が設置できる場合を定めるとともに、設置は条例によることに改めたものであること（法209）。

特別会計は、一般会計と特に区分して経理する必要がある場合にのみ設けることとする法意であるので、これが設置の要件は厳格に考えるとともに、既存の特別会計についても、経過措置がないので、すべて新たに条例を制定する必要がある点特に留意するものとする（法218④）。

##### (2) 予算

ア 総計予算主義の原則を法定したものであること（法210）。

イ 予算の調整及び議決は従来どおりであること。

ウ 予算に関する説明書は、従来「その他必要な書類」として規定され、内容及び様式

は地方公共団体の任意とされていたのであるが、今回その内容を政令で定めるとともに、書類の様式は自治省令で定める様式を基準としなければならないものとされたこと（令144）

エ 継続費及び繰越明許費の規定は、予算の内容としたほかは実体的には従来どおりであるが（法212、213）、これまでのいわゆる予算外義務負担の制度を債務負担行為として規定し、将来の歳出義務の負担を予算形式によるものとしたこと（法214）。これによって、予算で定めるもの以外の新たな義務の負担は全く考えられないものであること。

オ 歳入歳出予算のほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めをあわせて予算の内容とするものとしたこと（法215）。これは、従来予算とは、歳入歳出予算をいうものとされていたが、歳入歳出予算に直接関連するものあるいは将来必ず財務負担を伴い、実質的に予算となるものについては、その全ぼうを一覧しては握できる方式が議会の審議の便からも、また予算の実体的意義からも必要であるので国の制度にもならい予算内容として一括することにしたものであること。

カ 歳入歳出予算の款項の区分を法定したことは（法216）、実体的には従来と変りはないが、歳入歳出の予算の款項の区分は、自治省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないものとし（令147①、省令別表）、また、オの予算の調製の様式（キの補正予算及び暫定予算の調製の様式を含む。）は、自治省令で定める様式を基準としなければならないものとしたこと（令47②、省令別表）。

キ 予備費は従来どおりとし（法217）、補正予算は、従来の追加更正予算を予算の内容の改正に伴いその名称を変更したものであり、暫定予算は従来どおりであること（法218①から③まで）。また、特別会計のうち条例で定めるものについてはいわゆる弾力条項が適用できる途をひらくこととしたが、職員の給料の増加は、将来にわたり財政負担を伴うため適用除外とされたので留意されたいこと（法218④、令149）。なお、条例は、特別会計設置条例中に規定することが適当であること。

ク 予算は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定めて執行しなければならないこととしたが（法220①）、政令で定める基準は、予算執行計画の策定、歳出の予算配当制度及び歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って執行するものとするものであること（令150①）。この場合の目節の区分は、自治省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないものであること（②）。

また、歳出予算の款項の流用を禁止するとともに、特に項については、予算の定めるところにより流用を認めることを法定したこと（法220②）。さらに、繰越明許費のほかに、事故繰越しの制度を新たに設けるものとしたが（法220③）、この事故繰越しの制度は、年度内に支出負担行為がなされ、当該支出負担行為の内容が避けがたい事故のため年度内に支出が終わらないものについてのみ認められる制度であり、繰越明

許費と異なり議会の議決を要しないので、これが運用に当たっては、法の趣旨に従い、特に慎重を期せられたいこと。

ケ 予算の送付、報告及び公表（法219）、予算の執行に関する長の調査権等（法221）予算を伴う条例、規則等についての制限（法222）は、従来どおりであること。

(3) 収 入

ア 分担金を徴収できる地方公共団体の権能は従来どおりであるが、分担金徴収条例の制定、改正の際の公聴会制度の義務制は、地方公共団体の運営の実態にかんがみ改めることとしたが（法224）、分担金徴収条例の制定、改正に関する議会の審議に当たっては、公聴会制度を活用し、真に利害関係を有する者及び学識経験を有する者の意見を反映させるよう配慮することが望ましいこと。

イ～エ（略）

オ 地方債は、旧法の単行議決方式を予算で定める方式に改めたこと（法230）。

(4)（略）

(5) 決 算

ア 決算は、歳入歳出予算についてのみ調製するものとし、決算に添付する附属書類は、従来の歳入歳出決算事項別明細書のほか、新たに実質収支に関する調書と財産に関する調書を加えるものとしたいこと（法233、令166）。したがって、これまで予算の添付書類であった「財産表」は、「財産に関する調書」として決算の添付書類とされたこと。

イ 従来の歳計余剰金の処分の制度を政令から法律に移したこと（法232の2）。

(6)～(8)（略）

(9) 財 産

ア～エ（略）

オ 従来の基本財産は積立金の制度を基金制度に改め、次のとおり規定の整備をしたものであること（法241）。

(ア) 基金の設置、管理及び処分に関しては、従来の議会の単行議決を改め、条例形式によるものとし、設置の目的、存続関係等を明らかにするものとしたこと。

(イ) 基金は特定の目的のためには、元本及び収益をあわせて処分できるものとしたこと。なお、基金の運用役及び管理に要する経費は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上するものであることを特に留意すること。

(ウ) 定額の資金を運用にするための基金の制度を設け、その運用の状況を示す書類を議会に提出しなければならないものとしたこと。この基金は、貸付け資金、物品の集中購買資金、土地の売買資金等の運用をするための制度であるが、これが運用には、特に適正を期する必要があること。なお、すでに設けられている基本財産又は積立金については、経過措置がないので、あらたに条例を制定する必要があること。